

議案第22号

摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

摂津市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月20日提出

摂津市長 森山 一正

提案理由

マイクロチップの装着等の義務化に係る狂犬病予防法の特例制度による犬の登録に係る手数料を徴収しない旨の明確化を行うとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、本条例を制定するものである。

摂津市手数料条例の一部を改正する条例

摂津市手数料条例（平成12年摂津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号の表アの項中「登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により犬の登録の申請があったものとみなして行う登録を除く。）」を加え、同条第10号の表アの項中

	100立方メートル以上200立方メートル未満	7,400円	を
--	------------------------	--------	---

	100立方メートル以上200立方メートル未満	7,400円	に改め、同表オの項中「（昭和42年法律第149号）」を削る。
	設備の処理容積にかかわらず、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者	6,000円	

和42年法律第149号）」を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号の表アの項の改正規定は、同年6月1日から施行する。